

市民みんなで未来につなげる都市農業

令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度

計画見直しの目的

東久留米市は、平成 28（2016）年 3 月に東久留米市農業振興計画を策定し、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間の農業施策を明らかにし、その推進を図ってきました。

令和 4（2022）年には生産緑地地区指定から 30 年が経過した農地の買取り申出が可能となることを受けた各種制度改正が進み、今後、都市農業を取り巻く状況は大きく展開する可能性を有しています。

これまでの計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、今後の農業施策への提言等を中間見直しとして整理します。

計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、「東久留米市第 5 次長期総合計画」における農業分野の計画として位置づけるものです。

また、国の「都市農業振興基本法」における東久留米市の地方計画を兼ね、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、認定農業者制度の活用、農業者の支援、育成を位置づけ農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者制度の適用の前提となるものです。

本計画は、「東京農業振興プラン」との整合も図ります。

計画期間

本計画は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間を計画期間とします。今回の中間見直しは、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの取組みとし、計画の進捗状況や社会経済情勢を注視しながら、施策を推進します。

東久留米市の農業の将来像

東久留米市の農業は、市場において高い評価を得る農産物を生産してきましたが、身近な消費者である市民を対象とした農業に変化しつつあります。市民も、大半が日常生活への新鮮で安全な農産物の供給基地としての役割を期待しており、農業に触れ合う機会として、農産物の直売会などの農業イベントの実施を望んでいます。一方、農業者と市民の交流や相互理解は、都市農業を継続する上での課題であり、農業・農地について共通の認識を持ち、ともに農業の発展を考え実践していく必要があります。そのため、市民生活を支えている農業・農地を農業者も含めた市民みんなで次世代へ引き継ぐことをめざして、『市民みんなで未来につなげる都市農業』を将来像とします。

将来像を実現するために、以下の 4 つを施策の柱とし、その内容に基づき施策の展開を図ります。

- ①魅力ある農業経営づくり
- ②市民生活を支える農地の維持、保全
- ③暮らしにうるおいをもたらす農業の展開
- ④東久留米市農業振興計画の推進

～5年後の農家数・農地面積の基本目標～

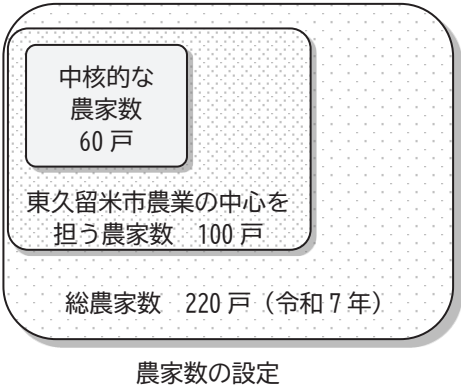
平成 28 年 3 月策定時の目標値より、農家数及び農地面積が減少してしまうことが予想されるため、5 年後の令和 7（2025）年度の市内農業に係る主要な指標の基本目標を次のように設定します。

①農家数 概ね 220 戸 ②農地面積 概ね 135.0ha

③中核的な農家 概ね 60 戸
（農業経営志向が高く、年間所得 300 万円以上を目標とする農家）

④東久留米市農業の中心を担う農家数 概ね 100 戸
（中核的な農家を含め、農業継続意向が高く、年間所得 100 万円以上を目標とする農家）

⑤小規模農家
（直売等により、すべての農家が販売に取り組むことを目標とする）



東久留米市の農業の現状と課題

	5 年間の振り返り	農業の現状	課題
農業経営	- 認定農業者への説明会やフォローアップ相談会の開催 - 認定農業者で組織される「認定農業者の会」の運営等の支援 - 認定農業者を含めた経営体に対し、東京都の各種補助事業を活用した施設整備や、農地創出の支援 - 農産物の「特産品」プレートの作成 - 環境に配慮した農業推進のため、農業用資材、有機質堆肥の購入経費の支援 - 市内80か所以上の直売所について、直売所マップを作成しPR - 全市立小・中学校での「くるめ産給食の日」の実施	- 販売金額規模の小さい農家（50万円未満）の割合が増加傾向にある。 - 農畜産物の販売方法について、直売所での販売に力を入れたい農業者が多い。 - 農業収入を安定化させるために出荷先の多様化を検討している農業者が多い。 - GAP 認証を知っている農業者の割合は約 4 割。 - 農家数の減少が続いており、繁忙期の人員確保も課題である。 - アルバイト・ボランティアでの農作業に興味のある市民がいる。 - 作業内容によって、市民の手伝いを希望する農業者がいる。	- 営農意欲を高める取組みや経営改善意欲のある農業者への支援 - 市内産農産物の更なる販売拡大 - GAP 認証制度の周知 - 後継者や新規就農者の確保に向けた支援の検討 - 市民が農作業の担い手となる仕組みづくり
農地保全	- 生産緑地の下限面積を300㎡に引き下げ - 東京都の補助事業を活用した施設整備の支援 - 東京都の制度を活用した広域援農ボランティアの案内及び募集 - 防災協力農地について、市とJAとの連携により、協定を結んだ上で指定	- 農地面積の減少が進んでいる。 - 農業を継続したい意向の農業者は 9 割以上いるが、農地の維持については税負担が課題。 - 生産緑地の貸借について、貸したい意向の農業者が約 11%、借りたい意向の農業者が約 5%いる。	- 農地の保全に向け、特定生産緑地指定申請の推進 - 都市農地貸借円滑化法の制度周知及び活用促進
暮らしに農業をい	- 農業イベント情報について、広報等での情報発信 - 農業者と市民の交流イベントの実施 - 体験型農園の説明会実施 - 市民農園について、返還（閉園）した場合に、新たな市民農園を開園して、農園数の維持に努めた。	- 新鮮な農産物の供給基地として認知、期待がされている。 - 特産品である柳久保小麦の認知度が高い。 - 市民が農家とともに農業を守っていくため、地産地消の体制づくりが期待されている。 - 農業イベントとして即売会の開催が期待されている。	- 広報・ホームページ・各種媒体を活用した農業情報の発信 - 市民ニーズに応じた各種イベントの開催 - 給食における地場産農産物の活用推進など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出 - 施策内容の計画的な推進
推進計画	農業振興計画推進協議会及び推進委員会により計画推進の進捗状況を管理	農業振興計画推進協議会及び推進委員会による計画推進の進捗状況の管理を行っている。	

計画の体系

4つの柱と基本方針のもと、以下の体系を構成し、施策の展開を図ります。

将来像『市民みんなで未来につなげる都市農業』	
1 魅力ある農業経営づくり	
(1) 活力ある経営体の育成	①農業経営の確立 ②経営体の近代化、改善 ③生産環境の整備
(2) 後継者、担い手の育成	①後継者の育成 ②生産者組織、後継者組織の育成・支援 ③市民による援農体制の検討
(3) 地域性を生かした農業生産	①地域の特徴を生かした農産物の普及、振興 ②環境保全型農業の推進
(4) 消費者と結びついた流通、販売	①市内流通・販売の検討、推進 ②直売所の充実 ③観光農業の充実
2 市民生活を支える農地の維持、保全	
(1) 生産緑地の維持、保全	①生産緑地の確保 ②相続対策の支援
(2) 農地の保全と有効活用	①農地に関する情報発信 ②市民活用による農地の保全 ③防災機能としての活用 ④農地の貸借における仲介の 仕組みづくり
(3) まちづくりとの連携	①農のあるまちづくりの位置づけ ②関連計画との調整 ③農業集落環境の保全
3 暮らしにうおいをもたらし農業の展開	
(1) 東久留米市農業のPRと交流の場づくり	①農業情報の提供 ②市民と農業の交流機会の拡大
(2) ふれあいの場の確保と拡大	①農業体験の場の確保 ②幼児、学校教育との連携
(3) 都市環境へのうおいの提供	①生態系、水循環に配慮した農地等の周知 ②屋敷林、雑木林の活用
4 東久留米市農業振興計画の推進	
(1) 計画実現に向けた体制整備	①計画推進・進行管理体制の強化 ②計画的な施策の推進 ③庁内推進体制の強化 ④広域的な連携や働きかけ

東久留米市農業振興計画の内容

1 魅力ある農業経営づくり

(1) 活力ある経営体の育成

課題

- 農業所得の向上及び後継者や若者に魅力ある経営体の育成
- 営農意欲を高める取組みや経営改善意欲のある農業者への支援
- GAP認証制度の周知

今後の目指す方向性

認定農業者をはじめとする本市の中心となる農家の経営を引き続き支援するとともに、全ての農家が販売を目指すよう支援します。

施策	施策項目
① 農業経営の確立 [継続]	・ JA、中央農業改良普及センター等の指導、助言による支援 ・ 認定農業者の普及と農業経営改善計画の支援 ・ 各種媒体を活用したGAP認証制度の周知、研修、講習の実施
② 経営体の近代化、改善 [継続]	・ 女性農業者の役割明確化など家族経営協定締結の推進 ・ 先進経営体の視察や研修会などの開催支援 ・ スマート農業経営実務、パソコン活用等の研修、講習の実施
③ 生産環境の整備 [継続]	・ 生産、販売等の施設整備の支援 ・ 鳥獣害防止対策の支援

（２）後継者、担い手の育成

課題

- 農業後継者や新規就農者の確保に向けた支援の検討
- 農業を支援する多様な担い手の確保
- 市民が農作業の担い手となる仕組みづくり

今後の目指す方向性

現状の制度を活用した継続的な育成を図るとともに、市民が農作業を手伝える仕組みづくりを目指します。

施策	施策項目
①後継者の育成【統合】	・JA、中央農業改良普及センター等の支援による後継者及び女性農業者の指導、育成 ・交流の場や仲間づくりの推進
②生産者組織、後継者組織の育成・支援【継続】	・各生産者組織の育成、支援 ・JAと行政の連携強化
③市民による援農体制の検討【統合】	・農業者および市民の意向把握 ・新たな担い手としての援農の仕組みづくりの検討 ・障害者が新たな担い手として活躍できる農福連携の検討

（３）地域性を生かした農業生産

課題

- 東久留米の農産物、加工品のブランド化
- 安全、安心な農産物の生産

今後の目指す方向性

東久留米市農業の特徴を生かした農産物の普及、振興を進めます。

環境保全型農業の普及と市民の理解を深め、安全、安心な農産物の供給を支援します。

施策	施策項目
①地域の特徴を生かした農産物の普及、振興【文言整理】	・地域の特徴を生かした農産物、加工品の販売支援 ・ふるさと納税制度の活用 ・消費者へのPR、情報発信の支援
②環境保全型農業の推進【統合】	・環境に配慮した農業の推進 ・東京都エコ農産物等の生産支援と認証制度の普及 ・農業者、市民の相互理解を深める情報提供

（４）消費者と結びついた流通、販売

課題

- 消費者が手に入れやすい流通、販売体制
- 直売、収穫体験等の直接入手する仕組み
- 市内産農産物の更なる販売拡大

今後の目指す方向性

市民が身近に地場産農産物や加工品を入手できる流通・販売体制を支援するとともに、市民ニーズに応じた直売や観光農業の研究を進めます。

施策	施策項目
①市内流通・販売の検討、推進【統合】	・市内商店、量販店との連携による市内販売の推進 ・学校給食における地場産農産物利用の計画的な推進 ・多様な農産物の販売、流通の支援
②直売所の充実【継続】	・共同直売所におけるイベント等の情報発信 ・ITを活用した直売所情報の充実
③観光農業の充実【継続】	・摘み取り、うね売りなどができる農園に関する情報発信 ・市内産果樹などのPR

2 市民生活を支える農地の維持、保全

(1) 生産緑地の維持、保全

課題

- 農地の保全に向け、特定生産緑地指定申請の推進
- 都市農地貸借円滑化法の制度周知

今後の目指す方向性

生産緑地の維持、拡大を進めるとともに、農地の管理を強化し、保全を図ります。

施策	施策項目
①生産緑地の確保〔継続〕	・特定生産緑地指定申請の推進及び都市農地貸借円滑化法の周知 ・生産緑地の追加指定の継続
②相続対策の支援〔継続〕	・相続対策に関する研修、相談窓口等の検討 ・相続税納税猶予制度の堅持、改善について国に要望

(2) 農地の保全と有効活用

課題

- 農地の現状への市民の理解
- 都市農地貸借円滑化法の活用促進

今後の目指す方向性

農地の情報を広く市民に提供し理解を深めるとともに、市民による多様な農地活用方策を検討し農地を保全します。
都市農地の貸借について、農業者の経営改善、農地の適正な管理につながるよう仕組みづくりを研究し、農地の保全に繋げることを目指します。

施策	施策項目
①農地に関する情報発信〔継続〕	・農地周辺住民への周知 ・標示板等による農地情報の提供
②市民活用における農地の保全〔継続〕	・市民農園による農地の保全
③防災機能としての活用〔継続〕	・防災協力農地の内容の充実と市民への周知 ・農業者と住民の協議による災害時の地域の農地活用の検討
④農地の貸借における仲介の仕組みづくり〔新規〕	・農地の貸借における仲介の仕組みの検討

(3) まちづくりとの連携

課題

- まちづくりの資源としての検討
- まちを構成する他の地域資源との連携

今後の目指す方向性

まちづくりにおける農地の役割を明確にし、関連計画・施策と連携による農地の保全を図ります。

施策	施策項目
①農のあるまちづくりの位置づけ〔継続〕	・農地の役割の明確化と土地利用計画に位置づけて保全 ・緑のネットワークづくり等と調和のとれた農地に位置づけて保全
②関連計画との調整〔継続〕	・都市計画マスタープラン等の施策による農地の保全 ・農業公園等の位置づけによる活用の検討 ・福祉、教育の施策展開の場としての活用
③農業集落環境の保全〔継続〕	・集落景観の写生会、撮影会等のイベントによる景観の周知と発掘 ・観光マップ等と連携した散策ルートづくり ・景観維持、保全に向けた方策段階からの市民参画、協力体制の検討

3 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開

(1) 東久留米市農業の PR と交流の場づくり

課題

- 農業に関する農業者、市民の相互理解
- 農業者と市民がふれあう機会
- 広報・ホームページ・各種媒体を活用した農業情報の提供
- 市民ニーズに応じた各種イベントの開催

今後の目指す方向性

農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な取組を進めます。

施策	施策項目
①農業情報の提供〔継続〕	・広報、市 HP での情報提供、SNS 等を通じた旬な情報発信 ・農業者や農業団体、市民が行う農業情報発信の取組みを支援 ・農業委員会だよりの充実と周知 ・各種配布物による市農業の PR ・農の情報発信拠点の検討
②市民と農業の交流機会の拡大〔継続〕	・交流機会の拡大と食文化の継承 ・市民農園利用者等との交流機会の拡大と農業技術の伝承や援農体制の検討

(2) ふれあいの場の確保と拡大

課題

- 市民が農業・農地と触れ合える場の確保
- 子どもたちが農業に触れ体験する場の創出
- 給食における地場産農産物の活用など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出

今後の目指す方向性

農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な取組を進めます。

また、給食における地場産農産物の活用推進など、学校給食で農業に触れ合う機会の創出を進めます。

施策	施策項目
①農業体験の場の確保〔継続〕	・農業体験型農園の推進 ・市民農園の継続と充実
②幼児、学校教育との連携〔継続〕	・学校給食における地場産農産物利用の計画的な推進（再掲） ・学校、教育委員会と連携した農業に関する教育の推進 ・食育との連携

(3) 都市環境へおうるおいの提供

課題

- 農業・農地が都市環境にうるおいを提供していることへの理解の促進
- 農地、屋敷林、雑木林、水辺などを一体的な環境としてとらえることへの理解の促進

今後の目指す方向性

農地と周辺の緑の生態系、水循環としての機能等を検討し、都市環境にうるおいをもたらす農業・農地への市民の理解を深めます。

施策	施策項目
①生態系、水循環に配慮した農地等の周知〔継続〕	・農地と屋敷林の自然の保全機能を広く市民に周知、意識向上の促進
②屋敷林、雑木林の活用〔継続〕	・屋敷林、雑木林の役割を市民に周知

4 東久留米市農業振興計画の推進

(1) 計画実現に向けた体制整備

課題

- 施策内容の計画的な推進
- 庁内および関係機関との相互連携、調整

今後の目指す方向性

関連計画、関係課と連携を図り、計画的に事業を進めてきました。農業者、市民、行政、関係組織のパートナーシップにより協働して施策を進めます。

施策	施策項目
①計画推進・進行管理の強化〔継続〕	・農業者、市民、行政、関係団体等による進行管理体制の強化 ・進行管理組織による計画の評価と実践の推進
②計画的な施策の推進〔継続〕	・国、都などの関連計画との調整と事業の実施 ・関係課との日常的な連携、調整
③庁内推進体制の強化〔継続〕	・各部課との関連する実施計画との連携 ・農業振興に関する特定課題解決に向けた関係課による組織体制の構築と実施
④広域的な連携や働きかけ〔継続〕	・近隣市との連携 ・農地制度の改善への働きかけ ・農業、農地における税制の改善の働きかけ

東久留米市農業振興計画の実現に向けて

農業振興計画の実現には、行政のみならず、農業に関わる各団体の役割が重要であることから、計画推進体制の確立、農業支援体制の強化を図り、その実現を図ります。

また、国や東京都の施策との連携により、都市農業の継続、発展に必要な新たな制度、手法の創設などを目指します。

【各主体の役割】

①パートナーシップによる計画実践の推進

農業者、市民、農業者団体、市民団体、民間企業、関係機関、行政等により、計画の実践および進行管理を行います。

②庁内推進体制の確立

計画に関連する部課との協議や調整、連携による事業展開を図ります。各課に関連する事業については、関係課からなる組織体制を確立し事業を実施します。

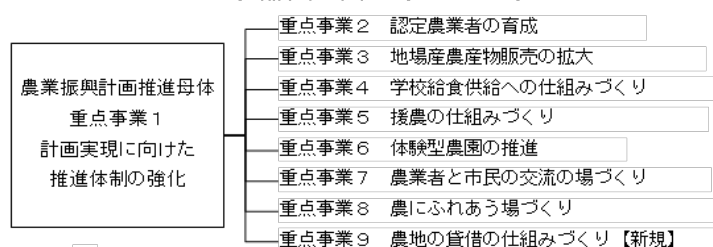
計画に関わる主体	主な役割	主な実施事項
農業者・農業者団体	・生産者、環境の管理者として計画推進	・地域特性に応じた農業生産
JA	・生産者の支援、生産者と消費者を結ぶ	・共同販売所等の交流施設の確保 ・地場販路の拡大
市民、市民団体、民間企業	・農業の理解者として計画推進への支援 ・地域の構成員としての協力	・農業についての学習や体験 ・援農、農業環境の保全の協力 ・農産物の地場流通への支援 ・人材、経営ノウハウの提供
東久留米市農業委員会 (東京都農業会議)	・農地や担い手の確保対策 ・地域農業振興の先導役として積極的な支援	・農業振興計画の実現に向けた支援
行政	・各団体、市民の相互連携の援助、計画の進行管理（市） ・農業者への営農支援（普及センター）	・経営推進組織づくり（市） ・計画全体の進行管理（市） ・技術指導、経営指導、情報提供（普及センター）
関係機関 (商工会、生協等)	・農業振興関連施策への支援	・農業振興関連施策への支援

重点事業の設定

東久留米市農業の振興においては、計画推進体制の強化を図るとともに、計画の中で特に『重要度、緊急度、優先度の高い計画』、『農業振興において効果や広がりのある計画』、『農業者と市民の相互理解が深まる計画』などの視点から、重点事業を設定してきました。

これまで掲げてきた重点事業のほか、今回の中間見直しにあたり、農地面積の減少を食い止めるため、新たに重点項目を設定します。

【重点事業の位置づけのイメージ】



東久留米市農業振興計画中間見直し【概要版】

令和3年3月

発行／東久留米市

編集／東久留米市市民部産業政策課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042-470-7777（代） FAX 042-470-7811

E Mail sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp